



重要事項説明書

住宅瑕疵担保責任(任意)保険契約

ご利用の前に必ずお読みください



住宅瑕疵担保責任保険法人

株式会社ハウスジーマン

ご契約にあたり重要な事項が記載されています

この保険は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(以下「住宅瑕疵担保履行法」といいます)に基づき、保険法人として指定を受けた株式会社ハウスジーマンが、住宅事業者を対象としてご提供します。

この「重要事項説明書」には、当社の住宅瑕疵担保責任(任意)保険契約の内容を理解するために、特に確認いただきたい事項を記載しています。大切に保管してください。

重要!

- (1) 必ずご一読いただき内容を確認してください。
- (2) 特に、保険金をお支払いできない主な場合など、保険契約者や住宅取得者にとって不利益な情報が記載された部分について、十分に確認してください。

住宅取得者に対しては、この重要事項説明書をお渡しいただくとともに、概要説明書を用いて、説明を行ってください。説明後、契約内容確認シートに住宅取得者の署名または捺印をいただき、保険取次店または当社へ提出してください。

ご注意

この保険契約の募集を郵送により行う場合は、本冊子の送付をもって重要事項説明とします。

保険契約の申込みについて、web 申込みを受け付ける場合は web 申込みの手続き画面に本冊子を表示することにより、重要事項説明とします。内容を確認したことについて、事業者届出時は事業者届出書の確認欄に、申込時には保険契約申込書または 申込み入力フォーム内の確認欄に、それぞれチェックを付け、申告いただくようお願いします。

この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。

詳細は普通保険約款・特約を参照してください。

内容について不明な点がございましたら、保険取次店または当社までお問い合わせください。

重要事項説明書

住宅瑕疵担保責任(任意)保険契約

保険契約概要のご説明

この保険は、新築住宅を建設または販売する住宅事業者が特定住宅瑕疵担保責任(以下「瑕疵担保責任」といいます)の履行に係る資力確保を目的として加入するものです。

この「保険契約概要のご説明」には、この保険契約の内容を理解するために、特に確認いただきたい事項を記載しています。保険契約に際して必ずお読みのうえ、大切に保管してください。

この書面は、保険契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約を参照してください。内容について不明な点がありましたら、保険取次店または当社までお問い合わせください。

1. 商品の名称

住宅瑕疵担保責任(任意)保険

2. 保険金の支払の対象となる範囲

(1) 保険金をお支払いする場合

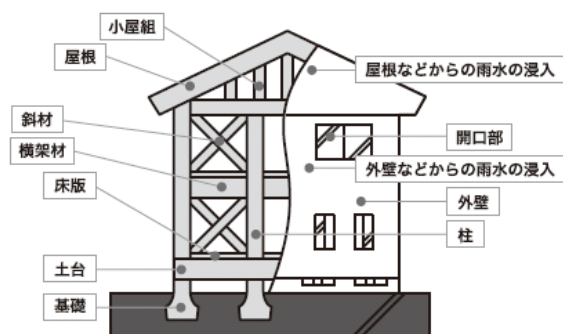
保険金をお支払いする場合は次のとおりです。

📄 詳細は普通保険約款・特約を参照してください。

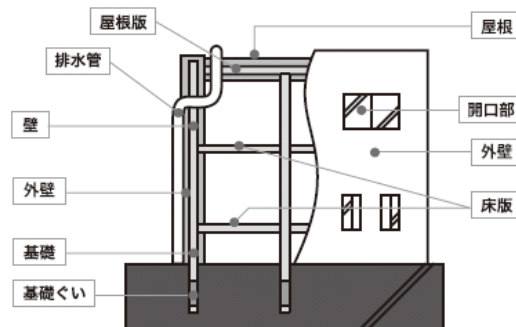
- ① 保険証券記載の住宅(以下「対象住宅」といいます)の構造耐力上主要な部分等の瑕疵に起因して、次の事由が生じた場合(以下「事故」といいます)に、被保険者である住宅事業者が瑕疵担保責任を履行することによって被る損害について、保険金をお支払いします。
 - ・構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合
 - ・雨水の浸入を防止する部分が基本的な防水性能を満たさない場合
- ② 事故が発生した場合において、被保険者である住宅事業者が倒産している場合や、相当の期間を経過しても瑕疵担保責任を履行しないときは、住宅事業者が瑕疵担保責任を負担すべきであった損害の範囲において、住宅取得者は当社に直接保険金を請求できます。この場合、当社は被保険者に損害をてん補したものとみなします。

保険の対象となる 構造耐力上主要な部分等

住宅瑕疵担保履行法に定められた構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分に関する住宅瑕疵担保責任の範囲が保険の対象となります。

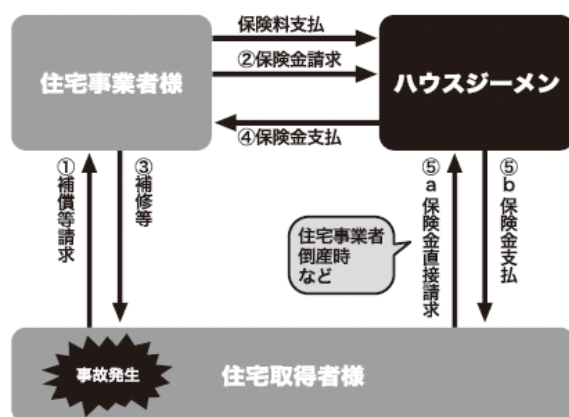


木造(在来軸組工法)の戸建住宅
(例)2階建ての場合の骨組み(小屋組、軸組、床版)等の構成



鉄筋コンクリート造(壁式工法)の共同住宅
(例)2階建ての場合の骨組み(壁、床版)等の構成

保険の仕組み



- ① 保険期間中に事故が発生した場合、瑕疵担保責任の範囲内において、住宅取得者は被保険者である住宅事業者に補修等を請求できます。
- ② 住宅事業者は、瑕疵担保責任に基づき補修等について検討し、保険金をお支払いする事由に該当する可能性がある場合は当社に事故報告書を提出します。
- ③ 当社の査定後に住宅事業者が補修等を行います。
- ④ 住宅事業者は、補修等の実施後、保険金の請求を行い、当社は保険金をお支払いします。
- ⑤a/b 住宅事業者が倒産等の場合や、相当期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行しない場合で、保険金をお支払いする事由に該当する可能性があるときは、住宅取得者は、当社に直接保険金を請求できます。

(2) お支払する保険金の範囲

保険金をお支払いする損害の範囲は、次のとおりです。詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

- ① 事故を補修するために必要な材料費、労務費、その他の直接補修に要する費用
- ② 事故を解決するために必要となる訴訟、和解、調停、仲裁または示談に要した費用
- ③ 事故について、住宅事業者が第三者に対して有する損害賠償その他の請求権の行使または保全するために必要な手続に要する費用
- ④ 事故の補修に直接必要な、事故の状況や発生部位または補修の範囲もしくは方法等を確認するために行う調査に要する費用
- ⑤ 住宅取得者が事故の補修等のために余儀なくされた、補修期間中の仮住まいや、転居に要する費用
ただし、故意・重過失損害担保に関する特約に基づき保険金をお支払いする場合は、②と③の費用は対象になりません。

3. 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由により生じた損害に対しては保険金をお支払いしません。

📄 詳細は普通保険約款・特約を参照してください。

- ①住宅事業者、住宅取得者、対象住宅に係る建設工事、設計、工事監理、地盤調査、地盤補強工事等を行うために締結された請負契約もしくは受託契約の当事者、またはそれらの者と雇用契約のある者の故意または重大な過失
- ②洪水、台風、暴風、暴風雨、せん風、たつ巻、豪雨もしくはこれらに類似の自然変象、または火災、落雷、爆発、航空機の落下、変乱、暴動、騒じょう、労働争議等の偶然もしくは外来の事由
- ③土地の沈下、隆起、移動、振動、軟弱化、土砂崩れ、土砂の流出もしくは流入または土地造成工事の瑕疵
- ④対象住宅の虫食いもしくはねずみ食い、対象住宅の性質による結露または瑕疵によらない対象住宅の自然の消耗、摩滅、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色もしくはその他類似の事由
- ⑤対象住宅に採用された工法に伴い対象住宅に通常生じうる雨水の浸入、すきま、たわみ等その他の事象
- ⑥対象住宅の増築、改築もしくは補修の工事またはそれらの工事部分の瑕疵
- ⑦対象住宅の著しい不適正使用または著しく不適切な維持管理
- ⑧当社が不適当であると指摘したにもかかわらず、住宅取得者が採用したまたは採用させた設計・施工方法もしくは資材の瑕疵
- ⑨戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動
- ⑩地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

4. 主な特約およびその概要

保険契約の内容により特約が付帯されます。それぞれの保険契約に適用される特約は、保険証券と保険付保証明書に記載されます。

📄 詳細はそれぞれの特約を参照してください。

特約名	概要
故意・重過失損害担保特約	住宅取得者の直接請求が認められる場合に限り、普通保険約款では免責となる住宅事業者等の故意または重大な過失等による損害について保険金をお支払いする特約です。住宅取得者が宅建業者である場合を除き、原則として自動付帯となります。
保険料等の口座振替に関する特約	保険料等の支払い方法を口座振替でお支払いいただくことに関して、支払期日や支払がなされなかった場合の取扱いについて規定しています。
保険証券等の電磁的方法による交付に関する特約	保険証券の発行方法を web 証券とする場合に付帯する特約です。
共同で供給する住宅に関する特約	対象住宅が、共同企業体や共同分譲等、連名契約に基づき供給されるものである場合において、2以上の住宅事業者が一つの保険契約に加入しようとする場合に付帯する特約です。
分離発注による住宅に関する特約(1)	対象住宅が複数の事業者に分離発注に基づき供給されるものである場合において、そのうちの建設業許可を有しない2社以上が一つの保険契約に加入しようとする場合に付帯する特約です。
個人施行者による再開発事業に関する特約	市街地再開発事業等の事業において、宅建業者である個人施行者が、権利変換により対象住宅を取得する権利床取得者に対して瑕疵担保責任を負うこととしている場合に付帯する特約です。

共同企業体を含む分離発注による住宅に関する特約	対象住宅が複数の住宅事業者に分離発注されるものである場合において、住宅事業者の一部に共同企業体が含まれている場合に付帯する特約です。
対象住宅の転売に係る特約(中途付帯用を含みます)	対象住宅が保険期間中に譲渡された場合に、住宅事業者が転得者に対し、住宅取得者に対する瑕疵担保責任と同等の保証責任を負うこととしている場合に付帯する特約です。転売発生時に付帯することもできます。

5. 保険期間

保険期間は原則として、住宅の引渡日から開始し10年間です。ただし、建設工事の完了日から1年を超えて引き渡される住宅の場合は、建設工事の完了日から起算して11年を経過する日に終了します。

📄 詳細は保険取次店または当社までお問い合わせください。

6. 保険金額等の保険契約の引受条件

(1) 保険金額・限度額

① 戸建住宅

項目	保険金・限度額
保険金額(1住宅あたり限度額)	2,000万円

保険金額は、3,000万円、4,000万円または5,000万円から選択することもできます。

■故意・重過失損害担保特約 [📄 後記「注意喚起情報」の2を参照](#) に基づき保険金をお支払いする場合の取扱い
3,000万円以上の保険金額を選択した場合でも2,000万円が限度となります。また、当社が支払いを受ける再保険金が2,000万円に満たない場合は、支払いを受ける再保険の額を限度とします。

次の費用については、上記保険金額の内枠で、次の金額を限度とします。

調査費用(1住宅・1事故あたり)	補修金額に応じて次の額を上限とします。ただし、実額を限度とします。 100万円までは10万円 100万円から500万円の間は補修金額の10% 500万円超は50万円
仮住まい・転居費用(1住宅・1事故あたり)	50万円 ただし、実額を限度とします。

② 共同住宅

項目	保険金額・限度額
保険金額(1住宅(住戸)あたり限度額)	2,000万円 1共同住宅で2,000万円×保険対象戸数が限度となります。
1共同住宅の総支払限度額	30億円

■故意・重過失損害担保特約 [📄 後記「注意喚起情報」の2を参照](#) に基づき保険金をお支払いする場合の取扱い

当社が支払いを受ける再保険金が 2,000 万円に満たない場合は、支払いを受ける再保険の額を限度とします。

次の費用については、上記保険金額の内枠で、次の金額を限度とします。

調査費用限度額 (1 共同住宅・1 事故あたり)	補修金額に応じて次の額を上限とします。ただし、実額を限度とします。 100万円までは10万円 100万円から2000万円の間は補修金額の10% 2000万円超は200万円
仮住まい・転居費用限度額 (1 住宅・1 事故あたり)	50 万円 ただし、実額を限度とします。

(注) 同一住棟の共同住宅について、当社が複数の保険を引き受けている場合は、1 共同住宅あたりの限度額と調査費用限度額は、それらの保険を合算した額を適用します。

③ 戸建住宅・共同住宅共通

項目	保険金額・限度額
同一年度全引受住宅限度額	30 億円

(注) 1 年間に当社が引き受けたすべての住宅瑕疵担保責任(任意)保険契約に係る保険金支払限度額です。

(2) 免責金額および縮小てん補割合

免責金額および縮小てん補割合は、次のとおりです

免責金額(自己負担額)	1 事故につき 10 万円
縮小てん補割合	住宅事業者による請求の場合 80%
	住宅取得者の直接請求※の場合 100%

📄 後記「注意喚起情報」の 2. を参照してください。

保険の支払対象となる費用のうち、免責金額の10万円と縮小てん補により支払われない部分は、住宅事業者の負担となります。

住宅取得者の直接請求の場合は、保険の支払対象となる費用のうち、免責金額の10万円は、住宅取得者の負担となります。

免責金額および縮小てん補割合を適用するお支払保険金の計算式

$$(\text{保険の対象となる補修等の損害の額} - \text{免責金額}) \times \text{縮小てん補割合} (80\%) \\ + \text{調査費用} + \text{仮住まい・転居費用}$$

注意喚起情報

この「注意喚起情報」には、住宅事業者と住宅取得者にとって不利益になる事項など、特に注意いただきたい事項を記載しています。

この書面は、保険契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約を参照してください。内容について不明な点がありましたら、保険取次店または当社までお問い合わせください。

1. 事故が発生した場合の手続き

(1) 被保険者である住宅事業者

- ① 事故を発見した場合は、直ちに当社へ連絡してください。当社が状況を確認し、保険事故に該当する可能性がある場合は、事故報告書を提出いただきます。正当な理由なくこれらの手続きがなされなかった場合は、保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。
- ② この保険契約では、当社が住宅事業者に代わって住宅取得者との示談交渉を行うサービスはありません。住宅事業者が瑕疵担保責任を負う事故が発生した場合は、ご自身で住宅取得者との示談交渉を進めてください。
- ③ 示談交渉は、必要に応じて当社と相談のうえ進めてください。当社の承認を得ないで補修工事を行った場合や賠償金等をお支払いになった場合には、その全部または一部について保険金をお支払いできないことがあります。

(2) 住宅取得者

- ① 事故を発見した場合は、直ちに住宅事業者に連絡してください。当社は、住宅事業者からの連絡により状況を確認し、保険金のご請求対象となる場合は、住宅事業者から事故報告書を提出いただきます。
- ② 住宅事業者が、倒産している場合や、相当の期間を経過しても対象住宅の補修等を行わない場合は、当社へ直接連絡してください。当社は状況を確認し、保険事故に該当する可能性がある場合は、住宅取得者から事故報告書を提出いただきます。
- ③ 正当な理由なくこれらの手続きがなされなかった場合は、保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

2. 住宅取得者による保険金の直接請求の取扱い

事故が発生した場合において、被保険者である住宅事業者が倒産している場合や、相当の期間を経過しても瑕疵担保責任を履行しないときは、住宅事業者が瑕疵担保責任を負担すべきであった損害の範囲において、当社へ直接保険金を請求できます。この場合、当社は住宅事業者に損害をてん補したものとみなします。

3. 故意または重過失の場合における取扱い

次の事由により保険金が支払われない損害は、上記2により住宅取得者の直接請求が認められる場合に限り、保険金をお支払いします。ただし、住宅取得者の故意もしくは重大な過失による場合や、住宅取得者が告知義務違反の事実を知っていた場合を除きます。

- ① 住宅事業者、住宅取得者、対象住宅の建設工事、設計、工事監理、地盤調査、地盤補強工事等を行った者、またはそれらの者と雇用契約のある者の故意または重大な過失により生じた損害

②保険契約者に告知義務違反がある場合

その他の保険金をお支払いできない事由に当たる場合は、保険金をお支払いできません。

4. 分譲共同住宅の場合の注意点

(1) 保険金のご請求手続き

共同住宅の場合は、保険金請求の手続きは住棟ごとに行います。区分所有の共同住宅において、住宅取得者からの住宅ごとの請求はお受けできません。

被保険者である住宅事業者が倒産の場合や相当の期間を経過しても瑕疵担保責任を履行しないときは、管理組合等が窓口となり、住棟ごとに取りまとめたうえで保険金請求手続きを行ってください。

(2) 共同住宅の中に保険に加入していない住戸等がある場合

区分所有される共同住宅における共用部分に生じた損害については、お支払いの対象となる損害の額は、損害額に住棟全体の専有部分の床面積に対する保険に加入している住宅の専有部分の床面積の割合を乗じて計算します。

(注) 区分所有されていない共同住宅の場合は、上記を区分所有されている共同住宅における共用部分に相当する「みなし 共用部分」に生じた損害と、区分所有されている共同住宅における「みなし専有部分」に読み替えます。

 詳細は、保険取次店または当社までお問い合わせください。

5. 個人情報の取扱い

当社は、皆様からお預かりした個人情報を以下のとおり取り扱います。

(1) 個人情報の利用目的

当社は以下の利用目的の範囲内において、当社にご提供いただいた個人情報を利用します。

- ・住宅瑕疵担保責任保険業務の履行
- ・住宅の性能評価、検査、証明に関する業務(住宅性能表示制度に基づく住宅性能評価業務、独立行政法人住宅金融支援機構フラット35住宅適合証明検査業務を含みます)の履行
- ・住宅地盤保証取次業務の履行
- ・住宅履歴情報業務の履行
- ・住宅ローン取次業務の履行
- ・完成保証業務の履行
- ・その他住宅瑕疵担保責任保険法人として国土交通大臣の認可を受けて行う業務の履行
- ・当社グループ会社(下記(3)ご参照)および提携会社を取り扱う商品、サービス、催し物等に関するご案内

当社は、上記の利用目的について、それらのいずれかと相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲において、変更することがあります。この場合、当社はその内容をホームページ等により公表します。

(2) 個人情報の提供

次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のため特に必要な場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき

- ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ・個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先へ個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合
- ・住宅ローン取次業務に関連して、当社グループ会社である日本モーゲージサービス株式会社または株式会社住宅アカデミアに提供する場合
- ・住宅ローンを含む住宅関連のサービス・商品・セミナー等に関する情報を案内するために、必要な情報を当社グループ会社に提供する場合
- ・当社業務に必要な再保険契約に関して、再保険引受先へ提供する場合
- ・住宅瑕疵担保責任保険に関する相談、住宅瑕疵担保責任保険契約が付保された住宅について生じる保険事故の対応もしくは紛争解決に向けたあっせん等または関係者への情報提供のために保険・住宅関連の公的機関(一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会、指定紛争処理機関または公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターを含みます)に提供する場合

(3) 個人情報の共同利用

当社は、ご提供いただきました個人情報を当社のグループ会社と共同で利用することがあります。

- ・共同利用する個人情報の項目
お名前、所属に関する情報(会社名、部署名等)、役職名、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、音声、商品・サービス購入履歴
- ・共同利用の範囲
当社のグループ会社(当社、日本モーゲージサービス株式会社、株式会社住宅アカデミア、(一社)住宅技術協議会)およびそれらの提携会社
- ・共同利用の利用目的
取得の際に当社が通知または公表した利用目的の達成に必要な範囲
- ・共同利用する個人情報の管理責任者
日本モーゲージサービス株式会社 経営管理部(お客様担当窓口)
TEL:03-5408-8160 FAX:03-5408-8218 E-mail:info@m-s-j.jp

(4) 個人情報の取扱いの詳細

その他の詳細については、当社ホームページ(<http://www.house-gmen.com>)をご参照ください。

6. ハウスジーメン破綻時の取扱い

当社の経営の破綻等により、保険法人の指定を取り消された場合には、当社の保業務の全部が、国土交通大臣が指定する保険法人に引き継がれます。

7. 保険証券・保険付保証明書(ご確認のうえ、大切に保管してください)

当社は、契約締結後、住宅事業者からの保険証券交付申請を受けて、被保険者である住宅事業者へ保険証券と保険付保証明書を交付します。保険付保証明書は必ず住宅取得者に渡してください。これらの書類には、保険契約の内容が記載されていますので、確認のうえ、大切に保管してください。

申込時に保険証券の提供方法を「web 発行」とした場合には、当社は保険証券と保険付保証明書をポータルサイト上で発行し交付します(Web 保険証券)。住宅事業者は、保険期間中いつでも保険証券を閲覧できます。この場合、住宅事業者はポータルサイトから保険付保証明書と保険約款集を印刷し、住宅取得者へ渡してください。

共同分譲住宅の場合で、保険証券の発行後に引渡しとなった住戸の住宅取得者を対象とする保険付保証明書は、住宅事業者からの保険付保証明書の交付申請(引渡日の通知)に応じて、交付します。

8. 保険協会審査会への審査の請求について

①対象住宅の事故に関する保険金支払いに関して当社と紛争が生じた場合、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会(以下「保険協会」といいます)に設置される審査会(以下「審査会」といいます)に審査を請求することができます。ただし、審査を請求するためには次のとおり条件があります。

【審査を請求するための条件】

- ・当社に事故通知をした日から原則2ヶ月を経過していること
- ・審査会への申請料54,000円(消費税込み)を負担すること
(住宅取得者が直接請求する場合は10,800円(消費税込み))
- ・住宅取得者の個人情報を含む情報を当社から審査会へ提供することに同意すること

②当社は、特段の理由がない限り、審査会の意見に従います。

【連絡先】

審査会窓口(審査会に関する専用窓口)

電話 03-3580-0338(平日 9:00~17:00 土日祝日および年末年始等は休み)

保険協会ホームページ <http://www.kashihoken.or.jp/> の審査会に関する説明ページから問い合わせをすることもできます

審査会に関する内容以外のご相談はお受けできませんのでご注意ください。

この保険契約に関する相談・苦情・連絡窓口

この保険契約に関するお問合せ、相談・苦情、事故に関する当社の窓口は以下のとおりです。

株式会社ハウスジーマン

受付センター (お問合せ全般、保険事故の受付)	TEL:03-5408-8486	受付時間:	平日 9:00~17:00
お客様相談室 (ご相談、苦情)	TEL:03-5408-6088		
夜間休日受付窓口 (お客様相談および保険事故の一報受付)	TEL:0120-516-335	受付時間:	平日 18:00~翌朝 9:00 土日祝日 24時間

対象住宅について、住宅取得者と被保険者である住宅事業者の間でトラブルが発生したら、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターに相談することもできます。ただし、この相談窓口ではこの保険契約の具体的な内容等に関する相談は受けられません。

(公財) 住宅リフォーム・紛争処理支援センター	TEL:03-3556-5147	受付時間:	平日 10:00~17:00
----------------------------	------------------	-------	----------------

住宅事業者にお読みいただきたい事項

この保険契約の手続きに関し、住宅事業者にご留意いただきたい事項を記載しています。

1. 告知義務・通知義務

(1) 保険契約申込時における注意事項(申込書の記載に関する注意事項)

住宅事業者には、保険契約申込時に当社に重要な事項を申し出る義務(告知義務)があります。

申込書その他の提出書類の記載事項のうち重要な事項について、事実と相違する事項を記載した場合や事実を記載しなかった場合は、保険金をお支払いできないことがあります。

(2) 保険契約申込後における留意事項

住宅事業者には、保険契約申込後に次の変更等が生じる場合には、当社へ通知する義務(通知義務)があります。通知がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①重複保険契約を他の保険者と締結しようとする場合、または他の保険者と締結する重複保険契約が存在することを知ったとき
- ②保険契約申込等の記載事項を変更しようとする場合または変更が生じたことを知った場合

2. 保険料等およびお支払方法

(1) 保険料等について

保険料等は、保険料と現場検査料の合計です。保険料等は、住宅の種別や、保険金額、延べ面積等により異なります。

- ①保険料は非課税です。
- ②現場検査料には、消費税が含まれています。
- ③保険料は損害率により割引または割増になることがあります。

🏠**実際に住宅ごとに適用される保険料等は、保険取次店または当社までお問い合わせください。**

(2) 保険料等のお支払方法

保険料等は、原則として口座振替の方法で、お支払いいただきます。既に設定済みの場合を除き、事業者届出時に、口座振替依頼書提出し、引落口座を設定してください。

当社の定める振替日(受理月の翌々月5日(休日の場合は翌営業日))の前日までに、引落口座に振替に必要な残高を用意してください。振替ができなかった場合は、振込みの方法により指定する期日までにお支払いいただきます。

当社は、支払われた保険料等に対する領収書は発行しません。

振込みにより保険料等を支払う場合の振込手数料は、振込者の負担となります。

(3) 現場検査日の変更等による現場検査料の取扱いについて

現場検査日の変更等により、当初の現場検査料と実際に適用される現場検査料が変更となる場合は、差額を追徴または返戻します。

3. 保険証券の交付申請および住宅取得者への保険契約概要のご説明

(1) 保険証券の交付申請

対象住宅の引渡日が確定したら、当社へ保険証券の交付を申請してください。

現場検査に適合しており、かつ保険料等の全額のお支払いが完了している場合は、当社は保険証券を交付します。

＜保険証券交付申請必要書類＞

- ①住宅取得者の契約内容確認シート(交付申請まで未提出の場合)
- ②売買契約書の写し(販売物件の場合で交付申請まで未提出の場合)
- ③建設住宅性能評価書の写し(性能評価付きの住宅の場合で、交付申請まで未提出のとき)

(2) 住宅取得者への保険契約概要のご説明

住宅事業者は、住宅取得者にこの重要事項説明書をお渡しのうえ、概要説明書を用いて説明してください。特に、保険金をお支払いできない主な場合など、住宅取得者にとって不利益な情報が記載された部分について、十分に説明してください。

重要事項説明書と概要説明書は大切に保管するようお伝えください。

説明後、「契約内容確認シート」に住宅取得者の署名または記名押印をいただき、保険契約の申込時(それまでに住宅取得者へ説明を行っていない場合は(1)の交付申請時)に、当社へ提出してください。

共同分譲住宅の場合は、最初の交付申請の対象となる住宅取得者の「契約内容確認シート」を提出してください。その後引渡日が確定した住宅の「契約内容確認シート」は、保険付保証明書の交付申請に応じて提出します。

4. その他

(1) 保険契約条件の変更および解約

この保険契約は、住宅取得者の書面による事前の同意を得た場合を除き、契約条件の変更または解約はできません。

保険期間が始まる前は、申込みの取消しができますが、その場合、既にお支払いいただいた保険料等は次のとおり取り扱います。

①保険料

保険料から事務手数料を控除した額を返戻します。

②現場検査料

すべての現場検査が未実施の場合は現場検査料から事務手数料を控除した額を、それ以外の場合は未実施の現場検査に係る現場検査料を、それぞれ返戻します。

 詳細は、保険取次店または当社までお問い合わせください。

(2) 保険契約の無効について

この保険契約は、法律上無効となる場合のほか、保険契約の締結に関して、住宅事業者や住宅取得者等に詐欺の行為があったときは無効となります。

無効が、当社の責めに帰すことができない事由によるときは、保険料から事務手数料を控除した額に対して、当社がその事実を知った日の属する保険年度を経過した以降の期間に応じた額を返戻します。ただし、詐欺による返戻の場合は、一切返戻しません。

(3) 対象住宅に転売が発生した場合のお手続き

「対象住宅の転売に係る特約」が付帯した保険契約では、対象住宅に転売が発生した場合で、被保険者である住宅事業者が転得者に対して住宅取得者に対して負う瑕疵担保責任と同等の保証を提供する意向があるときは、住宅取得者の同意を得て、転得者に対してこの保険契約を適用することができます。

この場合は、次の書類を添付して転得者用の保険付保証書の交付申請を行います。保険契約の締結時に「対象住宅の転売に係る特約」を付帯していない場合は、この交付申請時に中途付帯を行うことができます。

- ①対象住宅の譲渡に関する通知書の写し(住宅取得者の記名押印がされたもの)
- ②転得住宅に係る瑕疵担保責任に関する保証書の写し(被保険者である住宅事業者の押印がされたもの)

(4) 満期返戻金・契約者配当金

この保険契約には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

(5) クーリングオフについて

この保険契約は、営業または事業のための契約であり、クーリングオフ(契約申込みの撤回)の対象とはなりませんので注意してください。

住宅瑕疵担保責任保険法人

株式会社ハウスジーマン

〒105-0003 東京都港区西新橋 3-7-1 ランディック第2新橋ビル

受付センター TEL 03-5408-8486 FAX 03-5408-7441

お客様相談室 TEL 03-5408-6088

<http://www.house-gmen.com>

Copyright 株式会社ハウスジーマン

P181101-007(18)